

# 出雲市 障がい福祉サービス利用の流れ ～児童（18歳未満）の場合

福祉サービスの利用について相談した。

福祉サービスの利用について、出雲市役所福祉推進課または各支所福祉担当窓口、もしくはお近くの相談支援事業所へご相談ください。

## 【障がい福祉サービスの利用申請ができる人】

- ①療育手帳・身体障がい者手帳・精神障がい者保健福祉手帳を持っている人、自立支援医療を受けている人または特別児童扶養手当等を受けている人
- ②上記①以外の人  
医療機関、児童相談所、出雲市発達クリニック等の医師が作成する診断書または意見書等が必要

福祉サービスの利用申請ができる。

出雲市役所福祉推進課または各支所福祉担当窓口で利用申請の手続きを行ってください。

利用申請をした。  
聞き取り調査を受けた。

出雲市役所福祉推進課または市が委託する調査担当事業所による調査員が、ご本人および保護者と面談を行い現状の状況について聞き取り調査を行います。聞き取り調査に基づき、出雲市役所により障がい支援区分が認定されます。

障がい支援区分の判定を受けた。

## 【障がい支援区分】児童の場合

障がい支援区分：区分1～3の三段階  
障がい支援区分の認定の有効期間：児童＝1年

サービス利用意向の確認を受け、利用計画案を作

相談支援事業所により、ご本人の生活・家族状況、障がい福祉サービスの利用意向等を確認し、ご本人と保護者を交え「障がい児支援利用計画（案）」が作られます。

サービスの支給決定があり、受給者証を受取った。

出雲市役所により「障がい児支援利用計画（案）」を踏まえて、サービス支給量が決定され、受給者証が保護者へ交付されます。

契約を結んでサービス利用の開始

相談支援事業所はサービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する計画を作成します。保護者とサービス提供事業者が契約を結んでサービスが開始となります。

## \*注意事項\*

- ・出雲市での障がい福祉サービス利用の流れを示しています。
- ・相談支援事業所は、障がいのある方やその家族の生活や支援に関する相談に応じ、必要な情報等の提供を行います。また、「サービス等利用計画」を作成し、福祉サービスの円滑な利用を支援します。

<連絡先>

|      |         |              |      |         |              |
|------|---------|--------------|------|---------|--------------|
| 本庁   | 福祉推進課   | 0853-21-2211 | 湖陵支所 | 市民サービス課 | 0853-43-1215 |
| 平田支所 | 市民福祉課   | 0853-63-5567 | 大社支所 | 市民サービス課 | 0853-53-3116 |
| 佐田支所 | 市民サービス課 | 0853-84-0118 | 斐川支所 | 市民福祉課   | 0853-73-9110 |
| 多伎支所 | 市民サービス課 | 0853-86-3116 |      |         |              |